

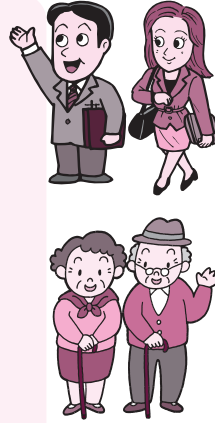
申告の対象となる方

次に該当しない方は、原則として所得税の確定申告または市・道民税の申告をする必要があります。

- 給与収入のみ（年末調整済み）で、勤務先から市に給与支払報告書が提出される方
- 昭和17年1月2日以前に生まれ、収入が公的年金のみ（収入額が152万円以下）で、所得税が源泉徴収されていない方
- 昭和17年1月2日以降に生まれ、収入が公的年金のみ（収入額が102万円以下）で、所得税が源泉徴収されていない方

※次に該当する方は、申告する必要はありませんが、電話で税務グループにご連絡ください。

- 平成18年中の収入が無かった方
- 収入が遺族年金や障害年金、福祉年金などの非課税年金のみの方
- 収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方



申告に必要なもの

①申告される方の印鑑（朱肉を使うもの）

②平成18年中の収入金額を証明する書類（原本）

- 給与所得や公的年金の源泉徴収票
- 報酬や料金などの受給額を証明する書類（支払調書など）
- 事業収入や不動産収入などがある方は、収入・支出の帳簿や領収書
- 生命保険などの年金型受け取りを証明する書類
- 生命保険などの満期・解約時の一時所得を証明する書類など

③平成18年中の社会保険料などの支払いを証明する書類

- 国民健康保険税納付確認通知書（はがき）または領収書（平成18年中に支払った分）
- 介護保険料の領収書（平成18年中に支払った分）
- 国民年金保険料控除証明書または領収書（平成18年中に支払った分）
- 社会保険（任意継続）の領収書
- 生命保険料控除証明書や損害保険料控除証明書など

④配偶者に収入のある方は、その収入金額を証明する書類（源泉徴収票など）

⑤医療費控除を受ける方は、平成18年中に支払った医療費の領収書や医療費を補てんする保険金（高額療養費、入院給付金など）の金額が分かるもの

※領収書は、受診者・病院ごとに分け、『医療費の明細書』（市役所本庁舎1階6番窓口）に備え付け）などに医療費の内訳と合計額を記載し持参してください。『医療費の明細書』がないと、順番どおりに受け付けできない場合があります。

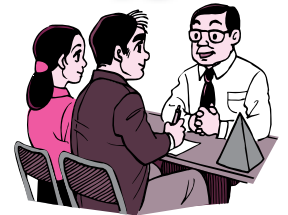
⑥住宅借入金等特別控除を受ける方

- 家屋の登記簿謄本（写）
- 家屋の工事請負契約書または売買契約書
- 住民票
- 金融機関が発行する『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』
- 土地の登記簿謄本や売買契約書（敷地に係る借入金について併せて控除を受ける場合のみ）
- 建築士から交付された増改築等工事証明書（家屋の増改築の場合のみ）

⑦障害者控除を受ける方は、障がい者手帳、療育手帳など

⑧所得税の還付を受ける方は、申告者名義の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

所得税の確定申告、市・道民税の申告は、お早めに行いましょう。



所得税の確定申告、市・道民税の申告の期間は、2月16日（金）3月15日（木）です。申告をしないと、本来受けられる社会保険料控除などの所得控除を正しく計算することができないため、申告した場合に比べ、所得税や市・道民税が多く課税される場合があります。

また、児童手当や保育所の入所、就学援助、公営住宅の入居、金融機関からの借り入れなどの申請に必要な所得・課税証明書の発行ができなくなりますので、忘れずに申告してください。